

地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）

第 1 定義

- 1 本事業において、「地方農政局長等」とは、事業実施地域が所在する都道府県ごとに、それぞれ以下の者をいう。
 - (1) 北海道 北海道農政事務所長
 - (2) 沖縄県 内閣府沖縄総合事務局長
 - (3) (1) 及び (2) 以外の都府県 当該都府県の区域を管轄する地方農政局長
- 2 本事業において、「認定総合化事業計画」とは、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。以下「六次産業化・地産地消法」という。）第 5 条の規定に基づく認定又は同法第 6 条の規定に基づく変更の認定を受けた総合化事業計画をいう。
- 3 本事業において、「認定農商工等連携事業計画」とは、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号。以下「農商工等連携促進法」という。）第 4 条の規定に基づく認定又は同法第 5 条の規定に基づく変更の認定を受けた農商工等連携事業計画をいう。

第 2 事業内容等

本事業は、地域資源を活用しつつ、農山漁村における農業者等の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設等の整備を総合的かつ機動的に支援するものであり、その具体的な交付対象事業、事業の内容及び要件については別表に定めるとおりとする。

なお、交付対象事業の実施期間は、原則として 1 年以内とする。

1 認定総合化事業計画に基づく取組

農林漁業者の組織する団体が、認定総合化事業計画に従って実施する六次産業化・地産地消法第 3 条第 4 項に定める総合化事業に係る事業とする。

2 認定農商工等連携事業計画に基づく取組

農林漁業者等又は中小企業者が、認定農商工等連携事業計画に従って実施する農商工連携促進法第 2 条第 4 項に定める農商工等連携事業に係る事業とする。

3 都道府県戦略又は市町村戦略に基づく取組

農林漁業者の組織する団体又は中小企業者が、取組を行う地域において策定された都道府県戦略又は市町村戦略に基づいて実施する、地域資源を活用して付加価値を創出する事業とする。

第3 事業実施主体等

- 1 事業実施主体は、六次産業化・地産地消法第5条の規定に基づく認定若しくは同法第6条の規定に基づく変更の認定を受けた農林漁業者の組織する団体、農商工等連携促進法第4条の規定に基づく認定若しくは同法第5条の規定に基づく変更の認定を受けた農林漁業者の組織する団体及び中小企業者又は都道府県戦略若しくは市町村戦略に基づき取組を行う農林漁業者の組織する団体及び中小企業者であって、交付対象経費に充てるため2に定める資金の貸付又は出資（以下「貸付等」という。）を受けて本事業を実施する次に掲げる者とする。

(1) 農林漁業者の組織する団体

農林漁業者の組織する団体については、主たる構成員又は出資者に、実施する事業の受益者である農林漁業者が3戸以上含まれており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると認められる団体であるものとする。

なお、当該団体のうち法人格のないものについては、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入又は脱退と関係なく、一体として経済活動を行う単位となっているものに限る。

また、他の農林漁業者の組織する団体が主たる構成員又は出資者となっている法人並びに構成員又は出資者に3戸以上の農林漁業者を含まない団体であって農林漁業関連事業に常時従事する者を3人以上雇用し、又は常時雇用者を新たに3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されているものを含む。

なお、別表の交付対象事業欄の(1)のエに掲げる施設等を整備しようとする者は、本要領別記4に定める地域協議会（以下「農泊地域協議会」という。）の構成員ではない者に限る（本事業の完了日以後に農泊地域協議会の構成員となった場合は、この限りではない。）。

(2) 中小企業者

農林漁業者と有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用した相互の経営改善を図るための事業を実施する者であって、農商工等連携促進法第2条第1項の規定に基づく中小企業者（個人及びみなし大企業

を除く。)

(注) みなし大企業とは、以下アからウまでの法人をいう。

- ア 発行済株式の総数又は出資金の額の 2 分の 1 以上が同一の大企業の所有に属している法人
- イ 発行済株式の総数又は出資金の額の 3 分の 2 以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ウ 大企業の役員又は職員を兼務する役員が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている法人

2 1 の事業実施主体が本事業の交付対象事業費に充てる資金は、次に掲げる機関が貸付等を行う資金及び法律又は地方公共団体の条例等に基づいて貸付等が行われる資金とする。

- (1) 農業協同組合
- (2) 農業協同組合連合会
- (3) 森林組合
- (4) 森林組合連合会
- (5) 漁業協同組合
- (6) 漁業協同組合連合会
- (7) 農林中央金庫
- (8) 株式会社農林漁業成長産業化支援機構
- (9) 株式会社日本政策金融公庫
- (10) 沖縄振興開発金融公庫
- (11) 株式会社商工組合中央金庫
- (12) 銀行
- (13) 信用金庫
- (14) 信用協同組合
- (15) 都道府県
- (16) 市町村
- (17) 特別区

3 本事業の交付率は次に掲げるとおりとする。

- (1) 交付金の交付率は、定額（交付対象経費の 10 分の 3 以内）とする。ただし、次のいずれかに該当する事業については、定額（交付対象経費の 2 分の 1 以内）とする。

ア 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2275 号農林水産事務次官依命通知）第 2 により、都道府県が中山間地農業の振興を図るために策定する「地域別農業振興計画」に基づき、かつ、事業実施計画において、地域外での販路の確保、交流

人口の増加、雇用の確保等の地域経済への波及効果を及ぼす取組について、具体的な目標値を設定して取り組む事業

イ 市町村戦略に基づいて行われる取組であり、かつ、地域経済への波及効果を及ぼす等公益の増進に寄与する取組と当該市町村戦略を策定した協議会又は当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）が認める事業

ウ 事業実施計画において、本事業による施設等の整備を契機として、障害者等（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 3 条第 1 項に規定する生活困窮者及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 27 条の規定により要介護認定を受けた者をいう。以下同じ。）を新たに雇用（本事業により整備した施設等に関連した業務に従事する場合に限る。）することが記載されており、かつ、事業実施計画の承認を受けた日から起算して 2 年を経過する日までに障害者等を雇用することが確実であると認められる事業

（2）都道府県知事が事業実施主体に交付する交付金の額の算定の方法は、次のアからウまでに掲げる額のうち最も低い額の範囲内とする。ただし、交付金の上限額は原則 1 億円とする。

ア 交付対象経費に 10 分の 3（（1）のただし書きに該当する場合は 2 分の 1）を乗じて得た額

イ 交付対象経費に充てるための 2 の資金の額

ウ 交付対象経費からイの額及び地方公共団体等による助成金の額を控除して得た額

（3）次のアからウまでに掲げる要件を全て満たす場合には、（2）のただし書きにかかわらず、交付金の上限額は 2 億円とする。ただし、1 億円を超えて上乗せすることができるのは、業務用需要に応じた一次加工品等の事業者間の取引（以下「B to B」という。）において、取引先が求める独自の品質及び衛生管理の規格又は基準（HACCP の認証機関が定める認証基準を上回るものに限る。）に対応するために必要不可欠な機械の整備に要する掛かり増しの経費に限るものとする。

ア 目標年度において、本事業における B to B に供するものの取扱量又は取扱金額が本事業で整備した施設等における全製造量又は全取扱金額の 50 パーセントを超える計画であること。

イ 取引先が求める独自の品質及び衛生管理の規格又は基準（HACCP の認証機関が定める認証基準を上回るものに限る。）に対応するために必要不可欠な機械の整備に要する掛かり増しの経費が明確であること。

ウ 事業実施計画に、本事業における一次加工品等の製造過程について、HACCP に関する第三者認証を取得することが明記されていること。

第4 成果目標及び目標年度

1 成果目標

成果目標は、本事業で整備した施設等に係る売上高について、次の（１）から（３）に基づき設定する。ただし、第３の３の（１）に該当する取組については、併せて地域経済への波及効果を及ぼす取組等に関する目標を設定するものとする。

（１）認定総合化事業計画に基づく取組

農林漁業者の組織する団体が認定総合化事業計画で定めた総合化事業の目標

（２）認定農商工等連携事業計画に基づく取組

農林漁業者等及び中小企業者が認定農商工連携事業計画で定めた認定農商工等連携事業の目標

（３）都道府県戦略又は市町村戦略に基づく取組

事業実施主体が定めた目標であって、都道府県戦略又は市町村戦略に定められた目標の達成に必要と認められるもの

2 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施年度から原則５年後とする。

第5 実施基準等

1 採択基準

（１）必須事項

ア 多様な事業者（事業実施主体を含む３者以上）が連携するネットワークを構築し、連携の目的及び事業実施主体と連携する事業者の成果目標の達成に向けた役割分担を定めた規約その他の文書が作成されていること。

イ 第６の３の費用対効果分析は、費用対効果算定要領に定めるところにより行うものとし、この費用対効果分析の結果が当該要領の基準を満たしていること。

ウ 農林漁業者の組織する団体による取組においては、本事業で扱う地域資源について、事業実施主体及びネットワークを構築する農林漁業者等（アに定める規約その他の文書に記載のある農林漁業者等という。オにおいて同じ。）が所有する地域資源を、目標年度までに 50 パーセント以上（取扱量又は取扱金額）活用すること（事業実施主体の

構成員等が所有する場合を含む。）。

エ 農林漁業者等と中小企業者が連携して行う取組においては、中小企業者が事業実施主体となる場合は、目標年度までに新商品の原材料となる地域資源の 50 パーセント以上（仕入量又は仕入金額）を、ネットワークを構築する農林漁業者等から調達すること。農林漁業者等が事業実施主体となる場合は、目標年度までに新商品の原材料となる地域資源の 50 パーセント以上（取扱量又は取扱金額）を、事業実施主体単独又はネットワークを構築する農林漁業者と協同して連携する中小企業者に供給すること。

（2）留意事項

ア 目標年度において、本事業の成果目標の達成が確実と見込まれること。

イ 整備を予定している施設が、その性能及び規模等に鑑み、成果目標の達成に向け適切なものであること。

ウ 利用計画に基づく施設の適正な利用が確実であると認められること。

エ 事業実施主体の収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。

オ 加工施設を整備する取組の場合は、整備を予定している施設で加工された製品の販売（販路）等に関する計画が明らかになっていること。

カ 事業実施主体の直近 3 年の決算において、原則として、経常損益が 3 年連続の赤字となっておらず、かつ、直近 1 年の決算において、債務超過（貸借対照表の負債の合計額が資産の合計額を上回り、純資産の合計額が負数となった状態をいう。）となっていないこと。

キ 事業規模（施設等の整備に要する経費）が 1 億円以上となる本事業を実施する場合にあっては、原則として事業実施主体が 5 年以上の経営経験を有していること。

ク 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（令和 3 年 2 月 16 日農林水産省決定）に係るチェックシートを活用した取組の点検を実施していること。

（3）発電施設等の単独整備を実施する場合にあっては、（1）及び（2）については適用しない。

2 事業の実施に関する事項

（1）都道府県知事は、事業実施主体から提出された事業実施計画について、当該事業実施主体に対する交付決定時までに、第 3 の 2 に規定する資金

の貸付等を行う機関から事業実施主体に対し貸付等が行われること及び貸付等の金額を、当該貸付等を行う機関が発行する融資証明書、出資証明書、その他の融資が確実に行われることを証明する書類により確認するものとする。

- (2) 交付対象経費は、当該施設等を整備する都道府県において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、地域の実情等に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造等は、それぞれの目的に合致しているものとする。

なお、事業費の低減を図るために適切と認められる場合は、直営施工を積極的に認めることとし、当該直営施工に係る人力施工費の全額又はその人力施工費のうち資材費のみを交付の対象とすることができるものとする。

- (3) 見積書により事業費を算定する場合には、原則として、複数の者から見積書を徴収し比較検討するものとする。

- (4) 交付の対象とする施設等は、耐用年数が目標年度までの期間以上のものとする。

- (5) 既存施設又は資材の有効利用及び事業費の低減の観点からみて、新品・新材を利用する場合のほか、増築・改築等を行う本事業又は古品・古材（中古農業機械を含む。以下同じ。）の利用による本事業の場合も交付の対象とする。

なお、古品・古材を利用する場合は、材質、規格、形式等が新品新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のないものとする。

- (6) 発電施設の整備に当たっては、施設整備による温室効果ガス排出量の削減目標を設定することとし、当該目標の達成状況については、第12に定めるとおり、事業実施後に評価を行うこととする。

3 交付の対象としない経費

次に掲げる経費は、本事業の実施に必要なものであっても、交付の対象としない。

なお、交付の対象としない経費の額が施設等の整備に要する経費に含まれ、単体で区分できない場合は、面積等に応じて按分計算等の方法を用いて、交付の対象としない経費の額を算定して除外するものとする。

- (1) 事業実施主体が、本事業によらず、現に実施し、又は既に終了させた事業に係る経費
- (2) 個人で使用する機械、施設、運搬用トラック等の目的外使用のおそれのある施設等に係る経費
- (3) 既存施設の代替として、同種、同規模及び同効用のものを再度整備す

るもの（いわゆる更新）並びに交付の対象とする施設のうち附帯施設のみに係る経費

（注）認定総合化事業計画の実施期間の終了後、当該認定を受けて生産する新商品についてさらなる需要を開拓し増産を図るために、改めて総合化事業計画の認定を受けて取り組む場合に必要となる施設の整備は、同種、同規模及び同効用のものの再度の整備に当たらないため、交付の対象となる。

（４）既存施設の取壊し及び撤去に係る経費

（５）交付対象施設等に係る附帯施設としての育苗箱、パレット、コンテナ及び運搬台車であって低額なもの、フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きのフォークリフトを除く。）及び汎用性のある事務用機器等の購入に係る経費

（６）農林水産物等の加工・流通・販売等のために必要な建物外における地盤工事等の外構工事（水道管等に近接しており、施設の附帯設備として一体的に整備する給排水設備等は除く。）、緑地帯、囲障、駐車場、構内道路の舗装等に係る経費

第６ 事業の実施手続等

１ 事業実施主体の選定

事業実施主体から提出された事業実施計画案について、第７配分基準に規定する方法により配分を行い、予算額の範囲内で事業実施主体を選定する。

２ 事業実施計画の策定

１により選定された事業実施主体は、別紙様式第１号により事業実施計画を策定し、都道府県知事に提出するものとする。事業実施主体が、その事業実施計画を変更したときも、同様とする。

また、以下の要綱等に基づき設置され、かつ、認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画に定めた目標が達成された施設に、発電施設等の単独整備を実施する事業実施計画である場合、総合化事業計画又は農商工等連携事業計画の策定は省略することができるが、別紙様式第１号に定める事業実施計画を提出する必要があることに留意すること。

（１）廃止前の６次産業化推進整備事業実施要領（平成２３年４月１日 22 総合大 1777 号、22 生産第 10770 号、22 経営第 7116 号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長通知）

（２）廃止前の６次産業化先導モデル育成事業実施要領（平成２３年 11 月 21 日 22 食産第 1633 号農林水産省食料産業局長通知）

- (3) 廃止前の6次産業化推進整備事業実施要領（平成24年4月20日23食産第4068号農林水産省食料産業局長通知）
- (4) 廃止前の6次産業化整備支援事業実施要領（平成25年6月3日25食産第594号農林水産省食料産業局長通知）
- (5) 廃止前の6次産業化ネットワーク活動整備事業実施要領（平成26年4月1日25食産第4873号農林水産省食料産業局長通知）
- (6) 廃止前の6次産業化ネットワーク活動交付金実施要綱（平成25年5月16日25食産第599号農林水産事務次官依命通知）
- (7) 廃止前の6次産業化ネットワーク活動交付金実施要領（平成25年5月16日25食産第623号農林水産省食料産業局長通知）
- (8) 廃止前の食料産業・6次産業化交付金実施要綱（平成30年3月30日29食産第5353号農林水産事務次官依命通知）

3 費用対効果分析

事業実施主体は、整備する施設等の導入効果について、農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業）費用対効果算定要領（令和4年4月1日付け3農振第3018号農林水産省農山漁村振興局長通知。以下「費用対効果算定要領」という。）により費用対効果分析を行うこととし、交付対象事業の実施に要する費用に対し得ようとする効果が適切に得られるか否かを判断し、費用が過大とならないよう効率性等を十分に検討するものとする。

4 事業費の低減

事業実施主体は、地域の実情に鑑みて、過剰な施設整備と見られるような施設等の整備を排除する等徹底した事業費の低減に努めるものとする。

5 環境負荷低減のチェックシートの作成等

事業実施主体は、環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施計画に添付して都道府県知事へ提出するものとする。

また、実績報告の際は、別紙様式第1号の環境負荷低減のチェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを交付等要綱第21の実績報告書に添付して都道府県知事へ提出するものとする。

当該チェックシートの作成に当たっては、次の表の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、同表の右欄に掲げる様式を使用することとする。

事業実施主体の区分	様式
農業者	別紙様式第1号（別添5）
畜産業者	別紙様式第1号（別添6）

林業者	別紙様式第 1 号（別添 7）
漁業者	別紙様式第 1 号（別添 8）
食品関連事業者	別紙様式第 1 号（別添 9）
その他民間事業者等	別紙様式第 1 号（別添 10）

6 都道府県事業実施計画の作成及び協議

（１）都道府県知事は、２の事業実施計画を踏まえ、別紙様式第 2 号により都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）を作成し、地方農政局長等に提出してその内容について協議を行うものとする。

ただし、第 7 に基づき配分の対象となった事業実施計画が配分を受けることとなったポイントを下回った場合は、当該協議を行うことができないものとする。

（２）事業実施主体が、北海道にあって、交付等要綱第 5 の 2 により本事業を含む複数の事業を実施する場合にあっては、北海道知事は、（１）に関わらず、道計画を農村振興局長に提出してその内容を協議するものとする。

（３）地方農政局長等は、協議の結果当該都道府県計画が妥当であると判断した場合は承認するものとする。

ただし、（２）の場合にあっては、農村振興局長は、北海道農政事務所長と協議の上、承認するものとする。

7 都道府県計画の変更又は中止若しくは廃止の協議

都道府県知事は、６の規定により作成した都道府県計画に次の（１）から（５）までに掲げる事由が生じた場合、又は都道府県計画の中止若しくは廃止が生じた場合は、別紙様式第 2 号に当該都道府県計画を添えて地方農政局長等に提出し、その内容について協議するものとする。

（１）事業実施主体の変更（事業実施主体の追加、削除又は名称の変更）

（２）事業実施主体の成果目標の変更（成果目標の変更又は目標値の変更）

（３）新商品の変更

（４）認定総合化事業計画及び認定農商工等連携事業計画の変更に伴う変更

（５）不用額の発生に伴う本交付金の額の減額（地方農政局長等が必要と認めた場合に限る。）

8 交付対象事業の公表

都道府県知事は、本事業の適正な実施及び透明性の確保に資するため、本事業を完了したときは、実施した本事業の概要について、都道府県のホームページに掲載する等の方法により、本事業の完了年度の翌年度の 7 月末までに公表するものとする。

9 その他

事業実施主体は、本事業の遂行状況等について、都道府県知事に随時報告するほか、地方農政局長等又は都道府県知事の求めに応じて報告を行い、本事業の適切な執行に努めるものとする。

第7 配分基準

本事業の実施に必要な配分基準については、次のとおりとする。

1 都道府県配分額の決定

第6の2に規定する事業実施計画について、別紙に掲げる評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えた上で、次に掲げる方法により算定された額を合計し、各都道府県へ配分する。

ただし、既存の6次産業化施設に発電施設等の単独整備を実施する場合にあっては、発電施設等を附帯する6次産業化施設の整備を実施する際に作成した事業実施計画書についてポイントを付与する。

(1) 予算額の範囲内で、次の方法により配分額を算定することとする。

ア 優先枠の取組に対する配分

次に掲げる優先枠の対象となる事業実施計画については、ポイントの高い順に並べ、優先枠の予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計した額を配分する。

(ア) 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2275号農林水産事務次官依命通知）第2により都道府県が策定する「地域別農業振興計画」に基づいて実施される地域経済への波及効果を及ぼす取組に係る優先枠

(イ) 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）第2条に規定する特定有人国境離島地域で実施される取組に係る優先枠

イ 優先枠以外の取組に対する配分

アの合計額を除いた予算の範囲内で、アの優先枠の対象とならない事業実施計画について、ポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計した額を配分する。

(2) (1)のアにおいて、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、要望額の小さい順に配分する。

(3) (1)のアにより配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、(1)のアによる予算の配分を行わないこととし、予算の配分が行われなかった事業実施計画については、(1)の

イにおける算定の対象とする。

- (4) (1) のイにより配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該事業実施計画の要望額の 8 割を下限とする範囲内で配分する。

なお、同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、要望額の小さい順に、事業実施計画の要望額の 8 割を下限とする範囲内で配分する。

- (5) (4) により配分した結果、第 6 の 2 の (1) から (8) により整備した施設に発電施設等の単独整備を実施する事業実施計画に配分されなかった場合、別紙の評価項目のうち⑪のオ～クを除いたポイントにより、最後に配分した事業実施計画との比較を行い、ポイントの高い方から配分する。

2 配分結果の公表

1 により配分した結果については、予算の要望があった都道府県に対して、次の項目を公表するものとする。

- (1) 都道府県別の要望件数
- (2) 都道府県別の配分対象件数
- (3) 配分対象となった事業実施計画の最低ポイント

3 留意事項

- (1) 別紙に掲げる各事業の評価項目に定める配点基準に従ってポイントを与えられた事業実施計画が、そのポイントに該当する配点基準の内容と異なり、与えられたポイントを下回ることが明らかとなった場合は、事業を実施できないものとする。
- (2) 配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合は、当該年度及び次年度において同一の事業実施計画で要望することはできないものとする。ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。

4 前々年度の不用額に係る配分額への反映

都道府県に配分する予算の効率的な執行を図るため、前々年度の都道府県における交付金の不用額（都道府県が配分を受けた割当額のうち、未執行となった額をいう。）の率（前々年度不用額／前々年度割当額×100）が 40%以上の都道府県に対しては 20%を、不用額の率が 20%以上 40%未満の都道府県に対しては 10%を上限として、都道府県ごとの要望額に対する配分額から減額するものとする。

第 8 事業の施行

1 事業の実施

(1) 実施設計書の作成

ア 事業実施主体は、交付対象事業を実施しようとするときは、あらかじめ総会の議決等所要の手続を行って交付対象事業の施行方法等を決定した上で、実施設計書（設計図、仕様書及び工事費明細書等の工事に必要な設計図書をいう。以下同じ。）を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

イ 実施設計書の作成に当たって、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとする。

ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、事業実施主体における総会の議決等所要の手続を行った上で、原則として、一般競争入札若しくは一般競争入札に準ずる方法（代行施行による競争見積等）により、施工業者を選定し、又は必要性が明確である場合に限っては単一の施工業者を選定して、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

(2) 予算の計上

事業実施主体は、予算案又は事業計画案を作成し総会の議決等を得るものとする。

なお、予算案又は事業計画案の作成に当たっては、予算科目等において交付対象経費である旨を明示するとともに、交付対象外経費と一括計上する必要があるときは、明細等において交付対象経費を明確に区分しておくものとする。

(3) 地元負担金の調達

地元負担金（分(負)担金、夫役、現品、寄付金等）の賦課、徴収等の手続については、市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、土地改良区等にあつては、それぞれの関係法規等の定めるところにより、農林漁業者の組織する団体等にあつては、関係者の総会による議決等に基づき行うものとする。

なお、地元負担金の調達については、適正な賦課基準等を定めて行うとともに、寄付金品を受けてこれに充てる場合には、その旨を明確にしておくものとする。

(4) その他関係法規に基づく許認可

事業の実施に当たり、土地改良法に基づく施行認可、建築基準法に基づく確認、農地法に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施

主体は、関係法令の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。

2 交付金交付決定前の着手

交付等要綱第 10 の 3 の規定により交付決定前着手届を提出する場合においても、交付対象事業の内容が明確となり、交付対象事業の交付金の交付が確実となった後に着手することとし、また、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを承知の上で着手するものとする。

また、交付決定前着手届の提出を受けた都道府県知事は、事前に理由等を十分に検討し、交付金交付決定前の着手を必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、交付対象事業が適正に行われるようにするものとする。加えて、事業実施主体が交付金交付決定前に着手した場合、交付申請書（交付等要綱の別記様式第 1 号をいう。）の 3 の備考欄に着手予定年月日並びに交付決定前着手届の日付及び文書番号を記載するものとする。

3 施行方法

（1）施行方法

交付対象事業は次の（２）から（５）までに掲げるとおり、直営施行、請負施行、委託施行又は代行施行によって実施するものとし、一の交付対象事業については一の施行方法により実施することを原則とする。ただし、事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、一の交付対象事業について工種又は施設等の区分を明確にして二以上の施行方法により施行することができるものとする。

なお、製造請負工事を伴わない建設工事は、原則として請負施行によるものとする。

また、機械及び器具の購入は、直営施行によるものとする。

（2）直営施行

ア 工事

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書に基づき、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を直接行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものと

する。

イ 購入

(ア) 機械及び器具の購入においては、事業実施主体は、事前に関係業者からのカタログの入手や参考見積りを徴収することにより予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとする。ただし、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付する又は随意契約によるものとする。

(イ) 随意契約は、以下の場合に限るものとする。また、bの場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

a 競争入札に付することができない場合において、当該事業実施主体の総会の議決を得る等の手続を行う場合

b 競争入札に付しても入札者がいない場合、又は落札に至らなかった場合

(ウ) 事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象経費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

(3) 請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内に工事を完了させるものとし、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。また、工事の請負方法、指導監督及び検査等は、次に掲げる方法等により行い、適正を期するものとする。

ア 請負方法

(ア) 工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付すものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付する又は随意契約によるものとする。

なお、随意契約は、以下の場合に限るものとする。また、bの場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

a 競争入札に付し難い場合において、当該事業実施主体の総会の議決を得る等の手続を行う場合

ｂ 競争入札に付しても入札者がいない場合、又は落札に至らなかった場合

(イ) 事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象経費に係る契約に関し、競争契約にあつては入札者及び入札金額を、随意契約にあつては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

イ 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事の施行及び施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

ウ 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。

この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。

また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

(4) 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。

また、委託施行による場合は、あらかじめ総会の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

(5) 代行施行

代行施行においては、事業実施主体である農業協同組合又は農林漁業者の組織する団体等が、交付対象事業の施行管理能力を有する設計事務所又は農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「代行者」という。）と施設等の基本設計の作成（必要な場合に限る。）、実施設計書の作成又は検討、工事の施行、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとする。当該契約に基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は、交付対象事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

ア 代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合は、代行施行によることの理由を明確にし、総会の議決等所要の手続を行うものとする。

イ 代行者の選択

（ア）代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

（イ）競争入札に付しても入札者がいない場合、又は落札に至らなかった場合においては、随意契約にすることができるものとする。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

地方公共団体以外の事業実施主体が、代行施行契約をしようとする場合は、交付等要綱第 32 の定めるところにより、所要の手続を行うものとする。

（ウ）事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象経費に係る契約に関し、競争契約にあっては入札者及び入札金額を、随意契約にあっては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

ウ 建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び受託代行者の連携を緊密にし、交付対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、施工管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

エ 施工業者の選定

建築施工業者並びに機械及び施設の製造請負人の選定については、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、資格要件を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

事業実施主体は、契約手続の透明性を確保するため、交付対象経費に係る契約に関し、競争契約にあつては入札者及び入札金額を、随意契約にあつては契約の相手方及び契約金額を、原則公表するものとする。また、都道府県は、事業実施主体の適正な契約手続を確保する上で、必要な指導を行うものとする。

オ 支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格をもって使用されることにより事業費の低減を図ることを旨として、決定するものとする。

カ 工事監督

受託代行者は、エにより施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に、当該施工業者から工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせるものとする。また、ウの施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指導監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

キ 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要な場合には試運転等を行わ

せ、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

ク 精算

事業実施主体は、受託代行者から施設等の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者に対して工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払を含む精算を行うものとする。

4 契約の適正化

交付対象事業に係る契約については、補助金等予算執行事務に関する適正化措置について（平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知）により、契約の手續等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

第9 施設等の管理

事業実施主体は、本事業で整備した施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図り適正に管理運営するものとする。

1 管理主体

施設等の管理は、原則として、事業実施主体がこれを行うものとする。ただし、事業実施主体が、施設等の管理運営を直接行い難い場合には、都道府県知事が適当と認める者に管理運営させることができるものとする。管理運営を委託する場合には、管理主体は、原則として、第3の1に定められた事業実施主体の範囲内のものとする。

この場合において、事業実施主体は、管理の委託を受ける者と、管理を委託する施設等の種類、設置場所、移管の年月日、管理方法、管理の委託を受ける者の権利、義務等必要な事項について協議し、委託契約を締結するものとする。

2 管理方法

- (1) 事業実施主体は、施設等の管理状況を明確にするため、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知）別記様式第11号による財産管理台帳を施設等に備え置くものとする。

(2) 事業実施主体は、その管理する施設等について、総会の議決等所要の
手続を経て管理規程又は利用規程を定めることにより適正な管理運営を
行うとともに、施設等の継続的活用を図り得るよう更新に必要な資金の
積立に努めるものとする。特に、交付金の交付を受けて圧縮記帳を行っ
ている場合には、留意するものとする。

(3) (2) の管理規程又は利用規程には、次に掲げる事項のうち施設等の
種類に応じ必要な項目を明記するものとする。

ア 事業名及び目的

イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量

ウ 設置場所

エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名

オ 利用者の範囲

カ 利用方法に関する事項

キ 利用料に関する事項

ク 保全に関する事項

ケ 償却に関する事項

コ 必要な資金の積立に関する事項

サ 管理運営の収支計画に関する事項

シ その他必要な事項

(4) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運
用を図るため、施設等の管理運営日誌又は施設利用簿等を適宜作成し、
整備保存するものとする。

3 財産処分の手続

(1) 事業実施主体は、施設等について、その処分制限期間（農林畜水産業
関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 5 条の別表によ
る処分制限期間又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大
蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）
内に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第
179 号。以下「適正化法」という。）第 22 条に基づく財産処分（以下
「財産処分」という。）として、当該施設等を当該交付金の交付の目的
に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする
ときは、「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等
の承認基準について」（平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産
省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）の定めるところ
により、都道府県知事に承認を受けなければならない。

(2) 都道府県知事が（1）の承認をするときは、あらかじめ地方農政局長

等に申請し、その承認を受けなければならない。

4 増築等に伴う手続

- (1) 事業実施主体は、当該施設等の処分制限期間内に施設等の移転若しくは更新又は主要機能の変更を伴う増築若しくは模様替え（以下「増築等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ別紙様式第5号により都道府県知事に届け出るものとする。
- (2) (1) により届出を受けた場合、都道府県において、当該増築等の必要性を検討し、検討の結果、必要性が認められた場合は地方農政局長等に届け出るものとする。

第10 交付対象事業費の内容、構成及び積算

1 交付対象事業費の内容

(1) 土地基盤の整備

別表の事業メニュー欄のうち、農地等の整備の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 工事費関係	
(a) 工事費	支給品費を含む。修景施業や花木植栽等が必要な場合は、樹高伐、樹下植栽、その他育林を含む。
(b) 測量設計費	工事に必要な調査、測量及び試験に要する経費
(c) 機械器具費	工事の施行に必要な機械器具等の購入費（耐用年数が工事期間を超えるものを除く。）
(d) 営繕費	工事の施行に必要な事務所、現場詰所等の設置及び借入に必要経費
(e) 用地費及び補償費	別表の事業メニュー欄のうち、(2) のアの簡易土地基盤整備、イの農業用水のために必要な施設及びウの営農飲雑用水のために必要な施設に要するものに限る。 補償費については、工事の施工に伴う騒音、地盤の沈下等による損失補償は、事業実施主体及び工事請負人が善良な管理を行っていたにもかかわらず予測できなかった不可抗力による損失に限る。 なお、用地費及び補償費の取扱いに当たっては、土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱の制定について（昭和38年3月23日付け38農地第251号農林省農地局長通知）の定めるところに準ずるなど適正に行うものとする。
(f) 全体実施設計費	
(g) 換地費	土地改良法第2条第2項第2号に定める区画整理及び同

(h) 工事雑費	項第3号に定める農用地の造成に要するものに限る。 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち、地域資源活用価値創出整備事業の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（令和4年4月1日付け3農振第3019号農村振興局長通知。以下「附帯事務費及び工事雑費の取扱通知」という。）の記の2によるものとする。
2 交換分合事業費	土地改良法第2条第2項第6号及び農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条の2に定める交換分合に要するものに限る。

（2）機械器具

別表の事業メニュー欄のうち、（2）のエの農林水産物等の生産に必要な施設その他の機械器具の購入（以下「機械器具の購入」という。）に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 機械器具費 (a) 本機購入費 (b) 附属機械器具購入費	個人で使用する機械等、目的外使用のおそれがあるものを除く。
2 工事雑費	本機及び附属機械器具の運送料並びに定置式機械の据付料（車両購入費にあつては、重量税、取得税及び自動車損害賠償責任保険料を含む。） ただし、現地着単価によって購入するときは、運送料を除くものとする。

なお、機械器具等については、本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲で、農業等の他の用途に一時使用することについては妨げない。

（3）建築工事及び製造請負工事

農地等の整備及び機械器具の購入以外のもの（以下「建築工事及び製造請負工事」という。）の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は、次のとおりとする。

1 工事費 (a) 建築工事費 (b) 製造請負工事費 (c) 機械器具費	個人で使用する機械等、目的外使用のおそれがあるものを除く。
--	-------------------------------

2 実施設計費	
3 工事雑費	附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の2によるものとする。

なお、機械器具等については、本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲で、農業等の他の用途に一時使用することについては妨げない。

(4) 附帯事務費

ア 附帯事務費の額

交付対象となる附帯事務費の額は、交付対象事業に要する総事業費に附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の別表3に定める附帯事務費の率を乗じて得た額を上限とする。

イ 附帯事務費の使途基準

交付対象となる附帯事務費の使途基準については、附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の1によるものとする。

ただし、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超える備品の購入経費については、原則として交付の対象としない。

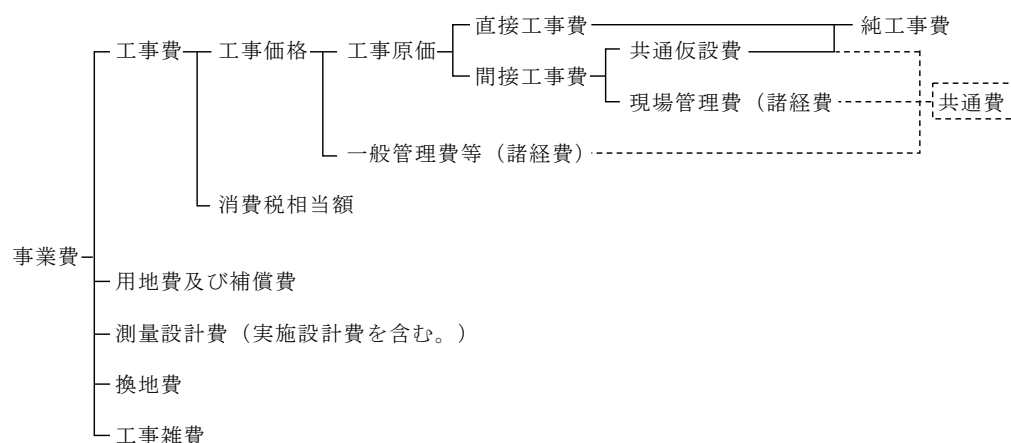
2 交付対象事業費の構成

1の(1)から(3)までの交付対象事業費の構成は、次を標準とするものとする。

(1) 土地基盤の整備

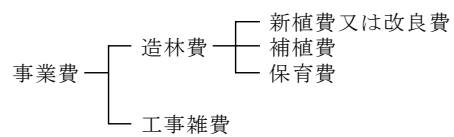
ア 請負施行の場合

(ア) 農地等の整備

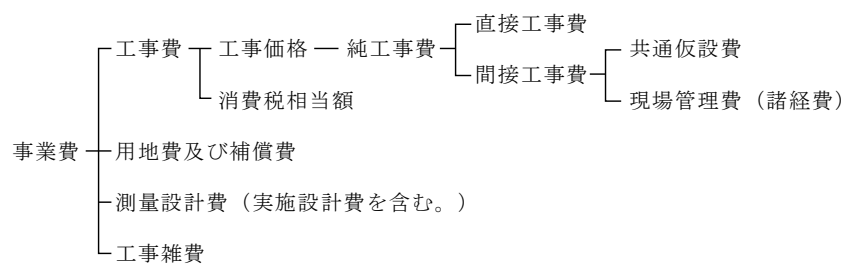


注）この表は、土地改良事業等請負工事の価格積算要綱（昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林水産事務次官依命通知）及び草地開発整備事業等事業費積算要綱（昭和46年4月19日付け46畜B第9545号農林省畜産局長通知）に準拠したものである。

(イ) 林地等の整備

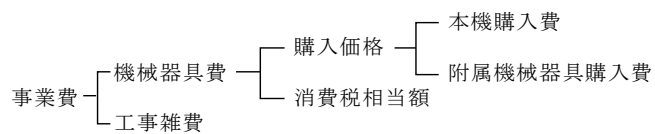


イ 直営施行の場合



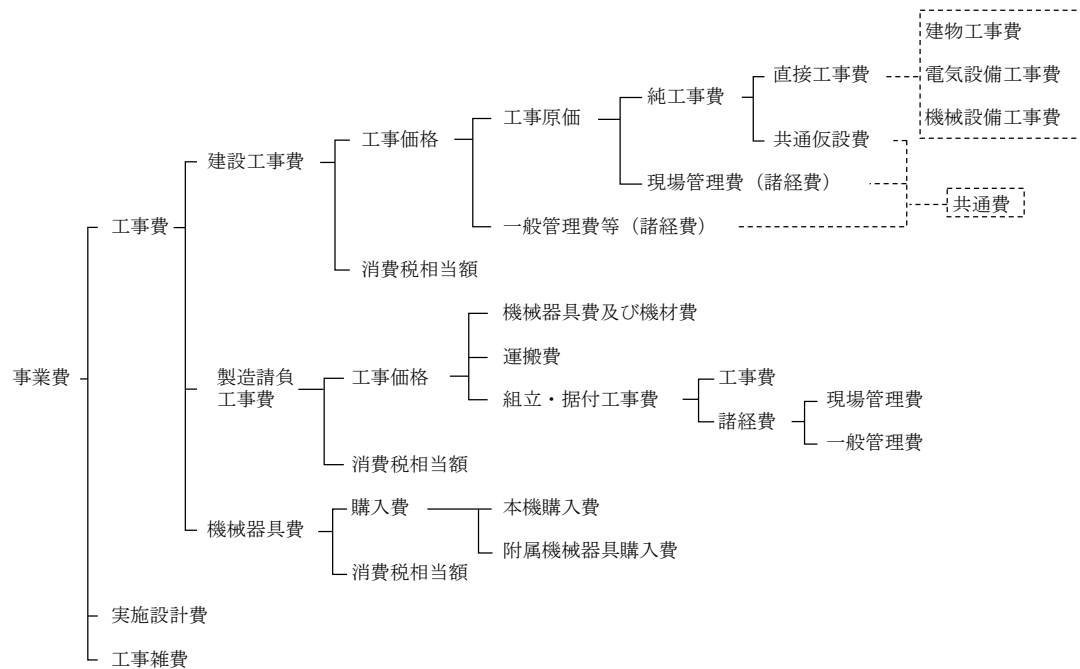
注）この表は、土地改良事業等請負工事の価格積算要綱及び草地開発整備事業等事業費積算要綱に準拠したものである。

(2) 機械器具



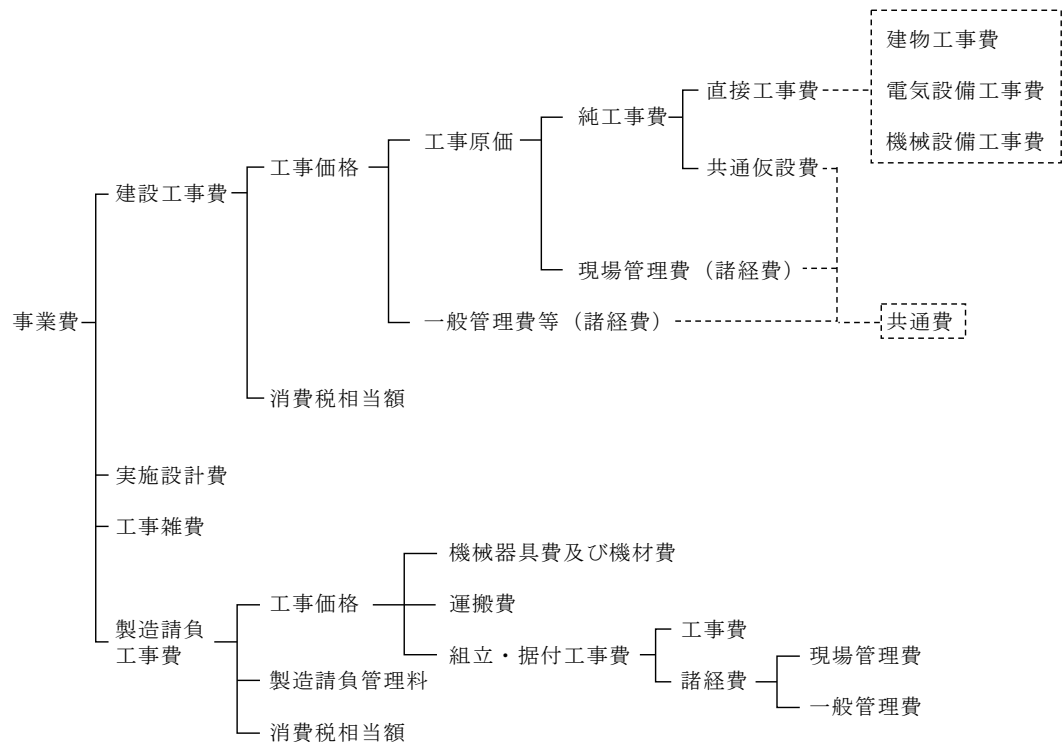
(3) 建築工事及び製造請負工事

ア 請負施行の場合



注) この表は、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について（平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産省大臣官房経理課長通知）に準拠したものである。

イ 代行施行の場合



3 交付対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次により積算するものとする。

また、一の事業が二以上の施行方法により施行される場合には、それぞれの施行方法別に区分して積算するものとする。

なお、直営施行で実施する場合は、交付対象事業費の構成、積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとする。ただし、（１）にあつては、現場管理費のうち現場雇用労働者に関する労災保険等の保険料のみ計上できるものとする。

（１）土地基盤の整備

ア 工事費

（ア）積算の方法

土地基盤の整備は、原則として、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」、「土地改良事業等請負工事積算基準」（平成５年２月２２日付け５構改Ｄ第４９号農林水産省構造改善局長通知）、「草地開発整備事業等事業費積算要綱」その他実施しようとする事業と同種の団体営級の公共事業の基準に準じて積算するものとする。

（イ）支給品費等の取扱い

支給品費及び地方公共団体等が出資する法人が事業実施主体である事業の現場管理費及び一般管理費等並びに工事雑費の積算の取扱いについては、（３）に定めるところによるものとする。

イ 測量設計費

測量設計費は、工事のための測量、試験、設計等に必要な委託費又は請負費とする。

ウ 用地費及び補償費

（ア）用地費及び補償費は、土地基盤整備等における用地の買収費、工事に伴う補償金、補償工事費等とする。

（イ）土地基盤整備等に係る用地の買収又は賃借に要する費用及び補償費の積算は、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱の制定について」に準じて行うものとする。

（２）機械器具

機械器具のみの購入に係るものについては、本機購入費、附属機械器具購入費等の機械器具費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

なお、機械器具費の積算において、機種等を選定して行う場合には、その必要性を明確にした上で、性能の比較検討等を行うものとする。

また、工事雑費の積算の取扱いについては、（３）のウに定めるところによるものとする。

（３）建築工事及び製造請負工事

建築工事を伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

ア 工事費

（ア）積算の方法

- a 工事費は、都道府県において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、現地の実情に即した適正な現地実効価格によるものとし、建設工事費については直接工事費及び共通費、製造請負工事費については機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費、機械器具費については本機購入費及び附属機械器具購入費に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って種目ごとに建築工事、電気設備、機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。

この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとする。

また、製造請負工事費及び機械器具費の積算において、機種等を選定して行う場合には、その必要性を明確とした上で、性能の比較検討等を行うものとする。

- b 建築工事及び製造請負工事の積算は、原則として、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について」（平成 17 年 3 月 25 日付け 16 経第 1987 号農林水産大臣官房経理課長通知）に準じて行うものとする。

（イ）支給品費

- a 支給品費は、請負施行及び委託施行にあつては事業実施主体が、代行施工にあつては受託代行者が、請負人等に原則として無償で支給する工事材料費として、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。
- b 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。
- c 工事材料を支給する場合は、工事材料を支給することが工事費の低減になるかどうかを検討した上で、支給することが工事費の低減

になるときは、原則として、工事材料を支給品費として積算するものとする。

(ウ) 古品又は古材

- a 古材を使用する施設について交付対象とする経費は、古材購入費、基礎工事費、組立費、現場施工費、塗装費、附帯施設費等の工事費、実施設計費及び工事雑費とし、既存施設の解体費は対象としないものとする。
- b 請負工事にあつては、当該工事に使用される古品又は古材は、事業実施主体からの支給品として取り扱うものとする。

(エ) 共通仮設費

共通仮設費は、建物、工作物の各種の直接工事に共通して必要な次に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区 分	内 容
準備費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮設建物費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
工事施設費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
試験調査費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整理清掃費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
技術管理費	品質管理、出来高管理及び試験等に要する費用
機械器具費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安全費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する費用
運搬費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
その他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

(オ) 諸経費

- a 諸経費は、請負施行、委託施行又は代行施行において請負人等が必要とする、次の表 1 に掲げる現場管理費及び次の表 2 に掲げる一般管理費とする。
- b 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費に区分して積算

するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な率以内とする。

表 1 現場管理費

区 分	内 容
労務管理費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課	工事契約書等の印紙代、申請書、謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用
保険料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退職金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法定福利費	現場従業員及び現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福利厚生費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事務用品費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞、図書、雑誌等の購入費、工事写真代等の費用
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
補償費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑費	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する費用、その他上記のいずれの科目にも属さない費用

表 2 一般管理費

区 分	内 容
役員報酬	取締役及び監査役に要する経費
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）

退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品及び新聞、参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のための特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のための特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

(カ) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

イ 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質、その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な費用とする。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計と併せて工事の施工監理を建築士事務所等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に

含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあつては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

ウ 工事雑費

交付対象となる工事雑費の使途基準については、附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の2によるものとする。ただし、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超える備品を購入する経費については、原則として交付の対象としないものとする。

エ 代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具及び機材費、運搬費並びに組立・据付工事費の5%に相当する額以内とする。

また、その上限額は2,000万円とし、施設全体の製造請負工事ごとに適用するものとする。

ただし、次の要件を全て満たす場合には、同一施設の製造請負工事であっても、設備ごとに区分した契約ごとに適用することができるものとする。

なお、特許権に係る設備の場合には、次の要件に関わりなく区分できるものとする。

(ア) 交付決定された施設の事業費のうち、製造請負工事費が10億円を超えること。

(イ) 施設の中の機能が、設備ごとに大きく異なり各々独立して稼働すること。

(ウ) 設備ごとの技術の専門性が高いため、一請負業者が統括して施工することが困難であること。

オ 合体施行

合体により施設整備を実施する場合の施設費の交付対象となる経費と交付対象とならない経費の区分は、床面積、容積、施設の構造等を基準として実情に即した適正な方法で行い、実施設計書において明らかにしておくものとする。

また、実施設計費及び工事雑費については、それぞれの事業費の割合に応じて按分するなど適正に行うものとする。

第11 事業完了に伴う手続

1 しゅん功届

事業実施主体は、施設等ごとに工事が完了したときは、速やかにその旨

を都道府県知事に届け出るものとする。

届出を受けた都道府県知事は、必要に応じて当該工事のしゅん功検査を実施し、不適正な実態がある場合は手直し等の措置を指示し、交付対象事業の適正を期するものとする。

なお都道府県知事は現地において現場監督者等からの報告及び出来高設計書、検査調書、引渡書、納品書、工事請負契約書等の書類により工事の完了期日及び事業費を確認するものとする。

2 事業の実績報告

事業実施主体は、交付対象事業が完了したときは、実績報告書（交付等要綱第 21 の実績報告書をいう。以下同じ。）に出来高設計書を添付して、都道府県知事にこれらを提出し実績を報告するものとする。

3 事業実績報告時及び事業完了検査時の確認

既に支払が行われている場合には、1に加えて次の（1）及び（2）により事業費が適正に支出・受領されていることも確認するものとする。

（1）施工業者への事業費の支払を証する資料

事業実施主体から施工業者に対して事業費が支払われているかを会計帳簿、振込受付書等で確認。

（2）施工業者が事業費を受領したことを証する資料

領収書の写し等により、施工業者が事業実施主体から事業費を受領していることを確認。

4 事業完了後の確認

都道府県知事等は次の（1）及び（2）により、事業完了後目標年度まで、事業が適正に実施されていることを確認するものとする。

（1）経営状況の確認

目標年度までの毎年度、直近の決算報告書等により経営状況を確認。

（2）現地確認

現場責任者等から施設の稼働状況について聴取し、又は実地に確認。

5 その他関係法規に基づく手続

事業完了に伴って、土地改良法に基づく工事完了届、建築基準法に基づく使用承認等を必要とするときは、事業実施主体は、関係法規の定めるところにより、それぞれ所要の手続を行うものとする。

第 12 事業実施後の評価等

1 事業実施状況の報告等

（1）報告

事業実施主体は、適切な事業執行に努めるとともに、本事業の実施年

度から目標年度までの間、毎年度、事業実施状況の点検を自ら行い、次に掲げる事項を含めて事業実施状況の報告書を作成し、翌年度の5月末までに、都道府県知事に報告するものとする。なお、報告書への記載は、定量的な根拠に基づき具体的に行うものとする。

ア 事業実施状況

イ 目標年度までの各年度の目標値及び目標値の達成率

ウ 事業の効果、事業実施後の課題及び改善方法

(2) 事業実施主体に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体から(1)に定める事業実施状況報告書の提出があった場合は、その内容を点検し、各年度の成果目標の達成率が3年連続して70%未満となった場合又は単年度で50%未満となった場合は、当該事業実施主体に対し、中小企業診断士(中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第11条に定める中小企業の経営診断の業務に従事する者をいう。以下同じ。)等による経営指導並びに事業実施主体によるその要因及び推進体制、施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする、別紙様式第3号による改善計画の作成を含む必要な改善措置を指導するものとする。

(3) 地方農政局長等への報告

都道府県知事は、(1)の規定により事業実施主体から報告があった事業実施状況報告書の内容を踏まえて、別紙様式第4号による事業実施状況報告書を作成し、報告があった年度の6月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。

また、地方農政局長等は都道府県知事から報告のあった事業実施状況報告書について、報告のあった年度の7月末までに、農村振興局長に報告するものとする。

(4) 都道府県知事に対する指導

ア (3)の規定により報告があった地方農政局長等は、成果目標に係る進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえて、必要に応じ、都道府県知事を指導するものとする。

イ 地方農政局長等は、アに規定する指導を行った場合は、当該指導の内容の報告があった年度の12月末までに、農村振興局長に報告するものとする。

(5) 都道府県知事に対する報告徴収

地方農政局長等は、都道府県知事に対し、(3)に定める報告のほか、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、報告を求めることができるものとする。

2 事業成果の評価等

(1) 報告

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の達成状況について、自ら評価を行い、1の(1)のアからウまでに掲げる事項を含めて評価報告書を作成し、5月末までに都道府県知事に報告するものとする。なお、報告書への記載は、定量的な根拠に基づき具体的に行うものとする。

(2) 事業実施主体に対する措置

都道府県知事は、事業実施主体から(1)に定める評価報告書の提出があった場合は、その内容を点検し、その結果、事業実施計画に定めた成果目標の達成率が100%未満の場合には、当該事業実施主体に対し、中小企業診断士等による経営指導並びに事業実施主体によるその要因及び推進体制、施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする、別紙様式第3号による改善計画の作成を含む必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、1に準じて改善状況を報告させるものとする。

(3) 地方農政局長等への報告

都道府県知事は、(1)の規定により報告を受けた事業成果の状況について、別紙様式第4号により報告書を作成し、報告を受けた年度の6月末までに、地方農政局長等に報告するものとする。

また、地方農政局長等は都道府県知事から報告のあった評価報告書について、報告のあった年度の7月末までに、農村振興局長に報告するものとする。

(4) 事業成果の評価

(3)の規定により報告があった地方農政局長等は、その内容を点検し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、事業の成果の評価を行うものとする。また、当該評価の結果を踏まえ、必要に応じて都道府県知事を指導するものとする。

この場合において、地方農政局長等は、当該評価結果及び当該指導の内容を、評価及び指導を行った年度の12月末までに、農村振興局長に報告するものとする。

3 改善措置の指導等

(1) 事業実施主体は、1の(2)及び2の(2)による都道府県知事からの措置等を踏まえ、新商品の変更を行わなければ成果目標の達成が困難と判断するときは、次のアからウまでに掲げる要件を満たす場合に限り、新

商品の変更を伴う改善計画を、別紙様式第3号を用いて作成することができる。

ア 第4の1に定める成果目標を下回らないこと。

イ 本事業により整備した施設等を活用するものであること。

ウ 新商品の変更が次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当すること。

（ア）商品そのものが新しいこと。

（イ）原料が新しいこと。

（ウ）製法が新しいこと。

（2）（1）の改善計画を作成した事業実施主体は、事業実施計画期間中においては、別紙様式第1号を用いて、都道府県知事に対し新商品の変更に係る事業実施計画の変更申請を行うものとし、これを受けた都道府県知事は、地方農政局長等と協議の上、当該改善計画及び変更事業実施計画を妥当と認めるときは、承認するものとする（事業実施期間中においては、認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画の変更申請及び認定は別途必要である。）。

（3）都道府県知事は、1の（2）及び2の（2）による改善措置等を実施してもなお、目標の達成率が50%未満となった場合には、事業の中止又は条件を付した事業の継続等の検討を行うものとし、その結果を地方農政局長等へ報告するものとする。

（4）地方農政局長等は、都道府県知事から（3）による検討の結果、事業を継続する旨の報告を受けた場合には、必要に応じて、事業の継続についての合理的な理由の有無につき審査し、理由がないと認められる場合又は事業実施状況の改善が見込めないと判断される場合は、都道府県知事に対し、交付した交付金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

（5）本事業及び第6の2の（1）から（8）までのうち認定総合化事業計画又は認定農商工等連携計画に基づき事業を実施したものにおいて改善計画を作成中又は改善計画に基づいて事業を実施中の事業実施主体は、目標が達成されるまでの間、新たな事業実施計画を作成できないものとする。

4 発電施設の整備に係る評価等

発電施設の整備を実施する場合、施設整備による温室効果ガス排出量の削減目標の達成状況について評価を行うものとする。

第13 事業の状況報告

- 1 農林水産大臣は、必要に応じ、都道府県知事に対して、本事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 農林水産大臣は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。
- 3 農林水産大臣は、2 の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、都道府県知事に対して、交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

第 14 災害等における緊急事業

災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、農村振興局長が特に必要と認める場合にあっては、この要領の規定にかかわらず、農村振興局長が別に定めるところにより、緊急に事業を実施することができるものとする。

第 15 発電施設の整備規模等

- 1 本事業により整備された発電施設により発電される電力については、天候や時間帯により発電時期に制約があるため、振替供給方式とすることにより 6 次産業化施設等の運転・操作等のための電力に有効に充てられるようにする。なお、電力を必要とする 6 次産業化施設等に隣接して設置する発電施設等にあっては、専用の電力線による直接供給もできるようにして、災害等により停電が生じた場合などにおける 6 次産業化施設等の一部機能の確保に努める。
- 2 本事業により発電施設を整備する場合の発電規模は、当該施設等の運転・操作等に必要年間需要電力量の総和とおおむね同水準、又はそれ以下とする。
- 3 売電収入の会計処理に当たっては、複式簿記を用いるなど適正な会計処理を行い、目的以外の利用がないようにすることとする。

第 16 固定価格買取制度との調整

- 1 別表の（１）のキ及び（２）のシの施設（未利用資源をエネルギー化し、農林水産物等の加工・流通・販売等施設へ供給するために必要な施設）を整備し、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発

電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」
（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2313 号農林水産省農村振興局長通知）
に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。

- 2 発電施設等を整備した場合における当該施設の管理者は、当該施設による売電により得た収入（1 の調整を除いた額）が、電力供給対象施設に係る電力量、受電・発電に必要な費用及び電力供給対象施設の維持管理費の合計額を上回る場合においては、その差額に国の交付率を乗じた額を国庫に納付するものとする。また、売電収入については、発電施設及び 6 次産業化施設等の電力量に充当するほか、これらの施設等の維持管理費（建設改良積立金、災害準備積立金等を含む。）に充当する。

第 17 他の施策との連携

本事業の実施に当たっては、次に掲げる 1 から 9 までの施策との連携に努めるものとする。

- 1 農林水産物・食品の輸出促進に関する施策
- 2 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱第 2 に定める地域別農業振興計画に基づく施策
- 3 地域経済の活性化に資する観点から、和食などを軸とする観光・食文化政策との連携に関する施策
- 4 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成 28 年法律第 33 号）に規定する特定有人国境離島地域の地域社会維持対策に関する施策
- 5 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「みどり法」という。）に基づく施策
- 6 デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和 4 年 12 月 23 日閣議決定）に規定する「デジ活」中山間地域における、地域資源やデジタル技術を活用した社会課題解決・地域活性化に関する施策
- 7 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条に定める国土強靱化地域計画に基づく施策
- 8 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成 19 年法律第 52 号）第 22 条第 1 項に基づき市町村が策定した特定居住促進計画に位置付けられた施策

(別紙)

地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）の配分基準

評価項目及び配点基準		ポイント
計画性	① 事業実施計画が事業実施地域における所得の向上や雇用機会の確保に資する取組となっているか。定量的な以下の目標を設定しているいずれかの取組にポイント加算。 ア 経営全体の付加価値額の増加を定めており、地域経済波及効果の誘発につながる取組である。 イ 当該取組を実施するための雇用者数の増加を定めている。 ウ 交流人口の増加に資する地域外からの入込客数等の増加を定めている。 ※付加価値額とは、経常利益＋減価償却費＋人件費	2 1 2
	② 事業実施計画が関係人口の増加につながる取組であるか。 ア 関係人口の増加の定量的な目標を設定している。 イ 関係人口の増加の定量的な目標を設定していないが、関係人口の増加につながる取組である。 ウ 関係人口の増加につながる取組ではない。 ※関係人口の定義や増加に係る取組は、総務省「関係人口ポータルサイト」(https://www.soumu.go.jp/kankeijinkou/) を参照	5 3 0
安定性	③ 事業実施主体の財務状況は安定しているか。 ア 直近3年の決算において、経常損益が3年連続の黒字であり、かつ、直近1年の決算において、累積損失がない。 イ 直近3年の決算において、経常損益が1年以上の黒字であり、かつ、直近1年の決算において、債務超過となっていない（アの場合を除く。）。 ウ 直近3年の決算において、経常損益が3年連続の赤字となっている。又は、直近1年の決算において、債務超過となっている。	5 3 0
確実性	④ 事業規模（施設等の整備に要する経費）が1億円以上となる本事業を実施する場合 ア 実施する事業に係る経営経験を5年以上有している。 イ 実施する事業に係る経営経験を有しているが、5年未満である。 ウ 実施する事業に係る経営経験を有していない。	0 - 3 - 5
	⑤ 事業実施要件が具備（総合化事業等の計画、融資協議、関係許認可等）されているか。 ア 事業を実施するための要件が十分具備されており、当初要望の場	5

	合は6月末までに、追加要望の場合は別に定める期日までに事業が開始されることが確実である。 イ 事業を実施するための要件が具備されており、当初要望の場合は8月末までに、追加要望の場合は別に定める期日までに事業が開始されることが確実である。 ウ 事業を実施するための要件について協議中で事業開始の見通しが立っていない。	3
	⑥ 原材料の調達（生産・供給体制等）は確立されているか。 ア 原材料確保の計画の全量について、自ら確実な確保ができる、または連携事業者との間で、契約書や同意書等により調達の確約が取れている。 イ 原材料確保の計画量の一部について、自ら確実な確保ができる、または連携事業者との間で、契約書や同意書等により調達の確約が取れている。 ウ 原材料調達先との間で契約書や同意書等の確約が取れていない。	5
	イ 原材料確保の計画量の一部について、自ら確実な確保ができる、または連携事業者との間で、契約書や同意書等により調達の確約が取れている。 ウ 原材料調達先との間で契約書や同意書等の確約が取れていない。	3
	ウ 原材料調達先との間で契約書や同意書等の確約が取れていない。	0
	⑦ 製品等（サービス提供等を含む）の販路は、確保等されているか。 ア 販売数量の概ね全量について、販売先と契約又は交渉しており、実需要因から算定された販売計画が策定されている。 イ 販売数量の一部について、販売先と契約又は交渉しており、実需要因から算定された販売計画が策定されている。 ウ 販売数量について、販売先と契約又は交渉がされておらず、実需要因から算定された販売計画となっていない。	5
	イ 販売数量の一部について、販売先と契約又は交渉しており、実需要因から算定された販売計画が策定されている。 ウ 販売数量について、販売先と契約又は交渉がされておらず、実需要因から算定された販売計画となっていない。	3
	ウ 販売数量について、販売先と契約又は交渉がされておらず、実需要因から算定された販売計画となっていない。	0
	⑧ 事業を的確に実施するための専門性はあるか。 ア 生産・加工・販売等取組に必要な部門に必要な能力や経験を保持した責任者の他、必要な能力や経験を保持した担当者を複数配置している。 イ 生産・加工・販売等取組に必要な部門に必要な能力や経験を保持した責任者の他、必要な能力や経験を保持した担当者を配置している。 ウ 生産・加工・販売等取組に必要な部門に必要な能力や経験を保持した担当者を配置していない。	5
	イ 生産・加工・販売等取組に必要な部門に必要な能力や経験を保持した責任者の他、必要な能力や経験を保持した担当者を配置している。 ウ 生産・加工・販売等取組に必要な部門に必要な能力や経験を保持した担当者を配置していない。	3
	ウ 生産・加工・販売等取組に必要な部門に必要な能力や経験を保持した担当者を配置していない。	0
	⑨ 事業の確実な実施・継続性について、事前に調査・検討を行っているか。 ア 事業開始までに、中小企業診断士等による経営診断等により事業の継続性が証明されることが確実である。 イ 事業開始までに、第三者評価会やマーケティングリサーチ等により事業の継続性が証明されることが確実である。 ウ 事業開始までに、事業の実施に向けた事前の調査・検討が行われ	5
	イ 事業開始までに、第三者評価会やマーケティングリサーチ等により事業の継続性が証明されることが確実である。 ウ 事業開始までに、事業の実施に向けた事前の調査・検討が行われ	3
	ウ 事業開始までに、事業の実施に向けた事前の調査・検討が行われ	0

	ておらず、事業の継続性が証明されない。	
	⑩ 事業の持続性、継続性は見られるか。また、地域経済、他団体の模範となるような波及効果が期待できるか。以下の項目のうち、該当するそれぞれのポイントを加算する。 ア 前年度において、農山漁村振興交付金別記２－２の第１の４に定める支援対象者又は同５に定める重点支援対象者に決定され、同８に定める中央プランナー若しくは同９に定めるエグゼクティブプランナー又は同１１に定める地域プランナーによる経営改善の取組に対する支援を受けている。 イ 整備を行う農林水産物直売所が所在する地域の都道府県又は市町村が策定する「地産地消促進計画」に基づく取組であり、事業実施計画の目標年度における売上高目標を１億円以上とする取組である。 ウ 認定総合化事業計画又は認定農商工等連携事業計画に基づく取組である。	1 1 1
関 連 性	⑪ 他の施策と連携している取組であること 以下の項目のうち、該当するものにポイントを加算する。 ア 次のいずれかに該当する観光消費を推進する取組である。 （ア）事業実施計画が「SAVOR JAPAN（農泊 食文化海外発信地域）」と連携する計画となっている。 （イ）事業実施計画において、農泊地域協議会（第３の１の（１）に規定する農泊地域協議会をいう。）と連携する具体的な取組を計画している。 イ 事業実施計画において、インバウンドを中心とする観光消費に向けた具体的な取組を計画している。 ウ 事業実施計画において、新商品の開発・製造に当たり、障害者等が農林水産物等の一次加工処理や加工業務、販売業務、商品開発等に従事する計画となっている。 エ 以下のいずれかに取り組む事業である。 （ア）みどり法第１９条第１項に基づく環境負荷低減事業活動の実施に関する計画又はみどり法第２１条第１項に基づく特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画に基づく取組 （イ）みどり法第３９条第１項に基づく基盤確立事業の実施に関する計画に基づく取組 （ウ）みどり法第１６条第１項に基づく地方公共団体の基本計画に定められた特定区域において、地域における環境負荷低減の効果を高めるために必要な取組 （エ）みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱令和４年	1 1 1 1

	12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知)別記10第1の1に基づき、事業実施地域の所在する市町村が策定する農林漁業循環経済先導計画に位置付けられた取組	
オ	「デジ活」中山間地域として登録されている中山間地域等(その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている中山間地域等に限る。)又はデジタル技術を活用しつつ、地域内外の多様な関係者が参加・連携し、及び多様な施策と連携して地域の社会課題の解決及び活性化が図られている地域(その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている地域に限る。)において、デジタル技術を活用して実施される取組である。	1
カ	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)第13条に規定する国土強靱化地域計画に位置付けられている取組である。	1
キ	別記2-2の第2の1の(2)地域資源活用・地域連携推進支援事業で実施されるビジネスコンテストにおいて、過去4年間に於いて最優秀賞、優秀賞又は特別賞に選定された取組である。	1
ク	広域的な地域活用化のための基盤整備に関する法律第22条第1項に基づき市町村が策定する特定居住促進計画に位置付けられた特定居住促進区域内において実施される取組である。	1